

答申第 795 号

諮問第 1366 号

件名：行政文書及び自己情報開示請求に関する不服申し立てについて審査請求書に年齢の記載がないことを理由に審議取り消し・諮問終了となった事例の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 26 年 11 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が平成 27 年 1 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、審査請求人が愛知県公安委員会に提出した審査請求について、過去に再三年齢を記載することなく審査請求を行い受理が為され、又審議の終了がなされている事案がいくらかでもあるにも関わらず、今回に限って、住民サービス課職員 A が、「審査請求書を訂正しない限り、審査請求書を受理しない。」などとし、開示請求人による年齢を記載する必要性についての問いに対して、「年齢を記載することは決まっている。だから、記載しろ。いちいち逆らうな。」として、何ら説明する責務も果たさず、過去に再三重要な違反があるかのように装い、公安委員会を煽って過去に遡って補正命令書の発令が為され、審査請求人の意に反し、訂正の強要が行われたことに対する事実立証をするための開示請求である。審査請求人には愛知県情報公開条例第 1 条に基づき、本件開示情報（過去に行われた審査請求がすべて廃棄されなければならない理由も含め）について「知る権利」がある。

愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号、及び第 10 条には該当しない。

イ 実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提

出されたが、当該意見書の実施機関への送付を拒否していることから、その内容は記載しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 条例の趣旨

ア 条例第 5 条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされている。

開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、開示請求時においても、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号）に規定されているような保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類の提示又は提出も条例上義務付けられてはいない。

イ 開示請求に対しては、あくまでも条例第 7 条に基づいて判断されるものであり、その開示請求の対象となる行政文書に開示請求者の個人情報が含まれているか否かは判断基準ではなく、仮に開示請求者の個人情報が含まれていたとしてもそれにより開示する判断が異なるものではない。

ウ 開示請求権が何人に対しても等しく認められる一方、条例第 3 条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことが明記され、さらに、条例第 7 条第 2 号において、特定の個人が識別され得る情報等を原則として開示しないものとしている。

エ また、条例第 10 条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

(2) 本件請求対象文書について

ア 審査請求人は、「過去に、行政文書及び自己情報開示請求に関する不服申し立て」について、「審議終了、ないし諮問中でありながら」、「審査請求書に年齢の記載がないことを理由に、審議取り消し・諮問終了となった事例」に関する情報の開示を求めたものである。

イ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧行政不服審査法」という。）は、第 15 条第 1 項第 1 号において、「審査請求人の年齢」を、審査請求書に記載しなければならない事項と規定している。

また旧行政不服審査法第 21 条は、不服申立ての審査庁は、審査請求が

不適法であって補正することができるものであるときは、補正を命じなければならないとも規定している。

ウ 条例第 19 条（当時）は、開示決定等について旧行政不服審査法による不服申立てがあったときは、不服申立てが不適法であり、却下するとき及び決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示するときを除き、遅滞なく、愛知県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない旨規定している。

エ 愛知県個人情報保護条例第 43 条（当時）は、開示決定等について旧行政不服審査法による不服申立てがあったときは、不服申立てが不適法であり、却下するとき及び決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示するときを除き、遅滞なく、愛知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない旨規定している。

オ 条例及び愛知県個人情報保護条例の決定に係る不服申立てについて、審査会及び審議会に諮問した案件のうち、審査請求書に年齢の記載がないことを理由に、審議が取消しとなった又は諮問が終了となった事例があり、その事例に関する文書が存在すれば、本件請求対象文書となる。

(3) 本件請求対象文書の性質

本件請求対象文書の存在不存在以前の問題として、本件開示請求書には、「過去に、行政文書及び自己情報開示請求に関する不服申し立てについて、審議終了、ないし諮問中でありながら、審査請求書に年齢の記載がないことを理由に、審議取り消し・諮問終了となった事例」という、特徴のある記載がなされており、開示を求めている特定の審査請求の処理に関する情報が詳細に記載されている。

これらの記載は、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、審査請求人又は第三者が当事者となっている事例に関する情報の開示を求めているものと解するほかはないから、仮に本件請求対象文書が存在しても、審査請求人又は第三者という特定の個人の情報を含んだ文書となる。

(4) 不開示情報該当性

よって、何人に対しても開示請求権を認めている情報公開制度においては、本件請求対象文書のありなしを答えることは審査請求人に対し、審査請求人又は第三者に関する情報を開示することとなる。

この情報は個人に関する情報であり、条例第 7 条第 2 号に該当し、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しない、個人を識別できる可能性の高

い不開示情報である。

さらに、この情報は、行政文書及び自己情報開示請求に関する不服申立てについて、審議終了ないし諮問中でありながら、年齢の記載がない不適法な審査請求書であることを理由に、審議取消し・諮問終了となってしまった者に関する情報であり、特定の個人を識別できる可能性の高い情報であることに加えて、みだりに公にすることにより、該当する個人の人格を侵害する可能性を有する類いの情報である。

(5) 条例第 10 条該当性

特定の個人の情報を含む可能性のある行政文書の開示請求に対しては、文書の存在のありなしを回答することで、特定の個人に関する情報の有無を答えることと同じ結果を招くことになり、不開示とすべき条例第 7 条第 2 号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第 10 条に基づき本件開示請求を不開示決定（存否応答拒否）したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、条例又は愛知県個人情報保護条例に基づく行政文書又は自己情報の開示請求に関する不服申立てについて、審査会若しくは審議会における審議が終了し、又は審査会若しくは審議会に諮問中であるにもかかわらず、審査請求書に審査請求人の年齢の記載がないことを理由に、当該審議が取消しとなり、又は当該諮問が終了となった事例が記載された文書であると解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第 7 条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方にに基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの

を含む。以下同じ。) が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 実施機関によれば、本件開示請求書には、特定の審査請求の処理に関する情報が詳細に記載されており、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、本件審査請求人又は第三者が当事者となっている事例に関する情報の開示を求めているものと解するほかなく、仮に本件請求対象文書が存在するとしても、特定の個人の情報を含んだ文書となることである。

しかし、本件開示請求は、その記載からは、特定の個人が不服申立てを提起し、請求内容にあるような取扱いを受けたという前提のもとになされたものであるとは認められない。

そして、本件請求対象文書の存否を答えたとしても、審査請求書に審査請求人の年齢の記載がないことを理由とした審査会又は審議会に係る審議の取消し又は諮問の終了という事実の有無が明らかになるにすぎず、それによって、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものを開示することになるとは認められない。

エ また、審査請求人の年齢は、旧行政不服審査法第 15 条第 1 項第 1 号により、審査請求書の記載事項とされていたところであり、これが審査請求書に記載されていたか否かは形式的な情報であることからしても、本件請求対象文書の存否を答えることで、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

オ したがって、本件請求対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなるとした実施機関の判断は、妥当であるとはいえない。

以上のことから、実施機関は、本件請求対象文書の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

過去に、行政文書及び自己情報開示請求に関する不服申し立てについて、審議終了、ないし諮問中でありながら、審査請求書に年齢の記載がないことを理由に、審議取り消し・諮問終了となった事例。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 4. 6	諮問
27. 6. 26	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 7. 1	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 2. 3 (第480回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 6. 23 (第491回審査会)	審議
28. 8. 3 (第495回審査会)	審議
28. 9. 16	答申